

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

紹介状なしで受診する場合等の「特別の料金」の見直しについて

平素より、厚生労働行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年度診療報酬改定において、紹介状なしで受診する患者等から徴収する「特別の料金」について制度の見直しが行われました。別記団体各位におかれましては、下記の通り、関係者に対して御周知頂きますようお願い申し上げます。

記

- 今般の見直しは、令和2年12月に閣議決定された「全世代型社会保障改革の方針」をふまえ、外来機能の明確化及び医療機関間の連携を推進する観点から、紹介状なしで受診する患者等から定額負担を徴収する責務がある医療機関の対象範囲を見直すとともに、当該医療機関における定額負担の対象患者について、その診療に係る保険給付範囲及び定額負担の額等を見直すものとなっています。
- 具体的には、令和4年10月1日より、紹介状なしで一定規模以上の病院を受診する場合等にかかる「特別の料金」を徴収する対象医療機関が拡大されるとともに、その金額が増額されます。
例：紹介状なしで受診する初診患者の「特別の料金」が現在5,000円の場合は、約2,000円が増額となり、7,000円以上となります。
※ 「特別の料金」は消費税の課税対象となります。対象医療機関においては、消費税分を含めて上記の額以上を徴収していただくこととなります。

対象医療機関：特定機能病院、一般病床200床以上の地域医療支援病院に加え、一般病床200床以上の紹介受診重点医療機関（令和5年3月頃、都道府県より公表を予定）。

- なお、患者から徴収する「特別の料金」は増額されますが、医療機関に対しての保険給付から一定額（例：初診の場合、200点）を差し引くこととしています。
※ 保険給付と患者の支払う一部負担金は非課税ですが「特別の料金」は消費税の課税対象となります。「特別の料金」の設定額によっては、医療機関の総収入が変化する場合があります。
（なお、「特別の料金」のうち、2,000円にかかる消費税分182円（1円未満を四捨五入）は医療機関の負担となります。）
- 当該制度について、医療機関における患者等へのご説明の際には、別添のリーフレットを御活用頂きますようお願い申し上げます。なお、リーフレットは各医療機関にて編集して御使用頂くために、厚労省ホームページにも掲載しております。

（参考）厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26666.html

以上

[別 記]

公益社団法人 日本医師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中